

第 53 回  
組合議会定例会会議録

高知県市町村総合事務組合



## 第53回高知縣市町村総合事務組合議会定例会会議録

- 1 招集年月日時 令和6年8月27日(火) 午前10時30分 開議
- 2 開催場所 高知市本町4丁目1番35号 高知県自治会館 6階 第2会議室
- 3 出席議員  
1番 板原啓文君  
2番 中平正宏君  
3番 濱田豪太君  
4番 山崎出君  
6番 古味実君  
7番 片岡雄司君  
8番 池田洋光君  
10番 筒井公二君  
11番 岩垣實男君  
12番 池田雄君
- 4 欠席議員  
5番 和田守也君  
9番 田野正利君
- 5 監査委員 黒岩之浩君
- 6 説明のため出席した者  
管理者 池田三男  
副管理者 小田保行  
副管理者 溝渕孝  
副管理者 笹岡貴文  
次長 北川博史  
係長 岡村倫子  
主査 山下早絵
- 7 議事日程  
第1 議席の指定  
第2 会議録署名議員の指名  
第3 会期の決定  
第4 諸般の報告

- 第 5 承認第1号 高知縣市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分報告
- 第 6 承認第2号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告
- 第 7 承認第3号 令和5年度高知縣市町村総合事務組合一般会計補正予算(第1号)の専決処分報告
- 第 8 認定第1号 令和5年度高知縣市町村総合事務組合一般会計歳入歳出決算
- 第 9 認定第2号 令和5年度高知縣市町村総合事務組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算
- 第10 議案第1号 令和6年度高知縣市町村総合事務組合一般会計補正予算(第1号)
- 第11 議案第2号 指定金融機関の指定
- 

午前 10 時 25 分 開会

○議長（筒井公二君）

ただいまから、第 53 回高知縣市町村総合事務組合議会定例会を開会いたします。

これより、会議を開きます。

まず、本年 2 月の定例会以降、第 8 選挙区にて補欠選挙が行われ、日高村議会議長の池田雄さんが選出されましたのでご報告いたします。

それでは、選出された池田議員に、一言ご挨拶をいただきたいと思います。

池田議員、お願いいたします。

○議会議員 12 番（池田雄君）

はい。おはようございます。日高村の池田でございます。

初めての参加となりますが、皆さま方のご指導、よろしくお願いいたします。

○議長（筒井公二君）

ありがとうございました。

ご報告をいたします。5 番 和田議員、9 番 田野議員から、所用のため本日の会議の欠席の届出があり、そして 8 番 池田議員から遅刻の申し出がありました。

本日の議会は、地方自治法 113 条の規定による定足数に達していることを報告いたします。

次に、管理者から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

○管理者（池田三男君）

議長。

○議長（筒井公二君）

池田管理者。

○管理者（池田三男君）

皆様、お早うございます。

本日は、第 53 回高知縣市町村総合事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、9 月議会定例会を控え、何かとご多用中のところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

まず初めに、今月 8 日に発生いたしました日向灘を震源とするマグニチュード 7.1 の地震では、幸い死者は出なかったものの、負傷者や家屋損壊の被害も報じられており、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

また、地震発生後、気象庁が発表した「南海トラフ地震臨時情報」の「巨大地震注意」に伴い、各市町村におかれましては、対策に迫られたことと存じます。この注意報は 15 日には解除されましたが、その後も各地で震度 5 以上の地震が観測されており、これを契機として、南海トラフ地震対策のさらなる加速化に取り組んでいく必要があると感じております。

そして、台風 10 号にも警戒しなければならないところでございます。動きが非常に遅く、28 日には、非常に強い勢力に発達し、奄美地方に接近し、その後、東よりに向きを変え、30 日頃には高知県に接近する予報もあるところでございます。非常に動きが遅く、本県に影響する期間が非常に長くなることから、厳重な警戒が必要で万全を期さなければならないところでございます。

さて、改めまして、平素は、皆様方のご協力・ご支援のもと、安定した共同処理事務を行うことが出来ておりますことに対しまして、組合を代表し、心より厚くお礼申し上げますとともに、今後とも、引き続いてのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本日の定例会には、3 件の専決処分報告、令和 5 年度決算の認定、令和 6 年度一般会計補正予算など、計 7 議案を提出しております。

議案の詳細は、のちほど事務局から説明いたしますので、よろしくご審議をいただき、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（筒井公二君）

ありがとうございました。

これより日程に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

今回、新たに議員となられました池田議員の議席は、会議規則の定めるところにより、ただいま着席のとおり、12番を指定いたします。

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、6番 古味議員、11番 岩垣議員にお願いいたします。

次に日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日1日といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（筒井公二君）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決しました。本日の議案は、管理者から提出され、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程第4、諸般の報告を行います。

例月出納検査結果報告書及び定期監査報告は、議案書3ページと4ページのとおりでありますので、お目通し願います。

これで、諸般の報告を終わります。

続きまして、日程第5、承認第1号「高知縣市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分報告」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○次長（北川博史君）

はい。議長。

○議長（筒井公二君）

次長。

○次長（北川博史君）

議案書5ページ 承認第1号「高知縣市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分報告」につきまして、説明させていただきます。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に定める非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額を改正する件が、令和6年2月9日に公布、同年4月

1 日から施行されることに伴い、当組合消防団員等公務災害補償条例の非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額の改正を、令和6年3月6日に、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、報告し議会の承認を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、6 ページに記載の専決処分書により説明させていただきます。

第5条の改正になりますが、今回の改正は、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円に引き上げ、別表に定める階級及び勤務年数ごとの補償基礎額を30円から130円引き上げるものでございます

説明は、以上でございます。

○議長（筒井公二君）

以上で、執行部の説明が終わりましたが、本議案に対する質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（筒井公二君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（筒井公二君）

異議なしと認めます。

従いましてそのように決定いたしました。

これより、採決に入ります。

承認第1号「高知縣市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分報告」を採決いたします。

本議案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（筒井公二君）

ありがとうございます。

挙手全員であります。よって本議案は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第 6、承認第 2 号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○次長（北川博史君）

はい。議長。

○議長（筒井公二君）

次長。

○次長（北川博史君）

議案書 7 ページ 承認第 2 号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告」につきまして、説明させていただきます。

本件は、地方自治法の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 8 日に公布され、パートタイム会計年度任用職員に勤勉手当を支給することができるものとされたことから、改正法の趣旨に従い、令和 6 年度からパートタイム会計年度任用職員に勤勉手当の支給を可能としたものでございます。

このことにつきまして、令和 6 年 3 月 27 日に、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので報告し議会の承認を求めるとでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（筒井公二君）

以上で、執行部の説明が終わりましたが、本議案に対する質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（筒井公二君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（筒井公二君）

異議なしと認めます。



従いましてそのように決定しました。

これより、採決に入ります。

承認第 2 号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告」を採決いたします。

本議案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（筒井公二君）

挙手全員であります。よって本議案は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第 7、承認第 3 号「令和 5 年度高知縣市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分報告」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○次長（北川博史君）

はい。議長。

○議長（筒井公二君）

次長。

○次長（北川博史君）

議案書 10 ページ 承認第 3 号「令和 5 年度高知縣市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分報告」につきまして、説明させていただきます。お手元の資料 No. 1 の令和 5 年度の一般会計補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和 5 年度高知縣市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 1 号）第 1 条第 1 項 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 274 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35 億 4,694 万 1 千円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。

次に、補正の内容につきまして、事項別明細書によりご説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

本件は、日銀のマイナス金利政策の解除をうけ、それまでマイナス金利であった期間が 5 年以下の債券の金利がプラスに転じたことから、令和 5 年度中に、退職手当基金の一部につきまして、期間が 5 年以下の債券を 21 億円購入したことに伴いまして、運用収入が当初予算に比べて大幅に増加したことによる補正予算となります。

基金の運用収入は、基金条例第5条において「歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。」と規定されていることから、運用収入全額を当該基金に積み立てるためには予算を補正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月29日に専決処分したので、報告し議会の承認を求めるものでございます。説明は、以上でございます。

○議長（筒井公二君）

以上で、執行部の説明が終わりましたが、本議案に対する質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（筒井公二君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（筒井公二君）

異議なしと認めます。

従いましてそのように決定しました。

これより、採決に入ります。

承認第3号「令和5年度高知縣市町村総合事務組合一般会計補正予算(第1号)の専決処分報告」を採決いたします。

本議案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（筒井公二君）

挙手全員であります。よって本議案は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第8、認定第1号「令和5年度高知縣市町村総合事務組合一般会計歳入歳出決算」及び、日程第9、認定第2「令和5年度高知縣市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算」の2議案は、関連がありますので、一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○次長（北川博史君）

はい。議長。

○議長（筒井公二君）

次長。

○次長（北川博史君）

はい。それでは、令和5年度の一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明申し上げます。

お手元に、A4横の資料No.2 高知縣市町村総合事務組合歳入歳出決算書、A3横の資料No.3 主要な施策の成果を説明する書類、A4縦の資料No.4 事業別内訳高知縣市町村総合事務組合令和5年度一般会計・特別会計歳入歳出決算の状況をお配りしております。

決算の内容につきましては、資料No.3 主要な施策の成果を説明する書類と、資料No.4 事業別内訳の書類によりご説明させていただきます。

まず、資料No.3 主要な施策の成果を説明する書類によりまして、退職手当業務、消防補償業務、議会議員公務災害補償業務、交通災害共済業務、高知県自治会館管理運営業務の計の5つの業務につきまして、令和5年度の概要をご説明いたします。

2ページをお開き願います。退職手当業務でございます。

令和5年4月1日現在、香南市、香美市の2市、23町村、17の一部事務組合と中芸広域連合の県内43団体の常勤職員に関する退職手当の支給事務を一括処理しております。

対象となる職員は、令和5年4月1日現在、特別職が75人、一般職及びフルタイムの会計年度任用職員合わせて5,003人の、合計5,078人でございます。

市町村負担金は、一般負担金と特別負担金に区分され、一般負担金は、特別職の給料月額1,000分の300、一般職の給料月額1,000分の100、フルタイムの会計年度任用職員の給料月額1,000分の90の定率でご負担いただいております。

また、累積収支差額の調整のため、5団体から、別途、負担率を上乗せして負担金を納付いただいております。

特別負担金は、退職手当に含まれる役職に応じた調整額と、勸奨退職や整理退職の場合において、自己都合退職の場合との差額分を納付いただいております。

これから先、説明の都合上、退職手当業務の説明の中で、一般職と説明するものにつきましては、フルタイムの会計年度任用職員が含まれておりますことを、ご理解願います。

説明に戻ります。

退職手当は、特別職 17 人と、一般職 251 人の合計 268 人に対しまして、16 億 7,836 万 232 円を支給いたしております。

3 ページをお開き願います。構成団体ごとの、令和 5 年度の負担金、退職手当の支給額、退職者の内訳でございます。表題の①から③までの列は負担金を、④の列は退職手当の支給額を、⑤の列は、④の退職手当から②の特別負担金を差し引いた当組合の実質支出金額を算出したものでございます。

構成団体ごとの退職者の状況によりまして、⑥の列のとおり、負担金の額と退職手当の支給額との差し引き額にプラスとマイナスがございますが、令和 5 年度は全体としては 7 億 4,590 万円余りの黒字でございました。

4 ページをお開き願います。退職手当の支給状況を、特別職につきましては、職種別と退職事由別に、一般職につきましては、勤続年数別と退職事由別に、特別職と一般職の状況を、退職事由別に整理したものでございます。

一番下の表の 3 退職事由別退職手当合計に示してありますとおり、特別職につきましては、任期满了退職が 14 人、自己都合退職が 3 人、一般職につきましては、自己都合退職が 134 人、旧の定年年齢以上の年齢で退職された職員を含む定年退職が 32 人、勸奨退職が 18 人、公務外死亡退職が 2 人、任期終了退職が 61 人でございました。

また、退職手当の支給額が、雇用保険法の失業給付相当額に満たず、かつ、退職後一定の期間失業しているときに、その差額を退職手当として支給する失業者の退職手当を 4 人に支給しております。

5 ページをお開き願います。過去 10 年間の年度別の負担金、退職手当支給額、退職者の内訳及び基金残高の推移でございます。

基金残高につきましては、平成 26 年度末に 37 億 5,880 万円余りであったものが、令和 5 年度末には 91 億 6,900 万円余りと、54 億 1,020 万円余りの増となっております。

増額となった要因といたしましては平成 24 年度以降、国家公務員の退職手当が引き下げられたことに併せて、地方公務員の退職手当も引き下げを行ったことにより、市町村からの負担金率は維持したまま、退職手当の支出が減額となってきたことによるものと考えております。

このため、組合では構成団体の副市町村長ら 8 名を委員とした退職手当問題検討委員会を開催し、負担金制度についての見直しを行い、令和 4 年度から一般職の職員に係る一般負担金の率を一時的に引き下げております。

続いて 6 ページをお開き願います。消防補償業務でございます。

令和 5 年 4 月 1 日現在、構成団体は、9 市、14 町村、5 一部事務組合、1 広域連合で、条例定員 7,721 人の非常勤消防団員を対象としております。

本業務は、消防団員等公務災害補償等共済基金、いわゆる消防基金と連動して実施している事業でございます。

具体的には、5年以上在職して退団された消防団員に対して、階級と勤務年数に応じた定められた退職報償金を支給しているほか、消防団員が消火活動等に出動中、あるいは訓練中などに公務災害に遭われた場合、また民間人が法的な義務によって消防作業等に協力したときに身体的損害を被った場合などの損害補償を行っております。

構成団体からの負担金の内から消防基金へ掛金を収めることにより、退職報償金及び損害補償の財源全額を消防基金から受け入れております。

令和5年度事業の概要といたしましては、退職報償金、損害補償費を押し並べて掛け金と支給額を比較しますと、支給額が5,477万7千円余り上回っております。

退職報償金及び損害補償費の支給対象者につきましては、6ページ下の参考の2に記載しておりますとおり、退職報償金は、313人に支給いたしております。階級別の内訳は記載のとおりでございます。

また、損害補償費は延べ50人に支給いたしております。

続きまして、7ページをお開き願います。市町村別の負担金の明細表でございます。

退職報償負担金にかかる負担金は、1人当たり19,200円の基準額×団員定数により、また、損害補償負担金と事務費負担金にかかる負担金は、消防基金が団員定数により定める額と、当組合の事務費の25%を、人口割50%、団員定数割30%、基準財政需要額割20%により算出しております。

続きまして、8ページをお開き願います。構成団体ごとの退職報償金の支給状況及び階級の内訳でございます。後ほど、ご確認いただければと存じます。

9ページをお開き願います。構成団体ごとに、令和5年度に損害補償費を支給いたしました50人の方への補償の内訳でございます。

療養補償費を15人の方に85万2,215円、休業補償費を4人の方に97万1,331円、障害補償年金を5人の方に905万3,900円、遺族補償年金を26人の方に5,992万100円支給いたしております。

続きまして、10ページをお開き願います。令和5年度に公務災害と認定された事故及び、過年度に認定され事故で、令和5年度に災害補償費を支給した事案でございます。令和5年度に認定された事故は、14件ございました。

下段には、公務災害防止のために実施しております安全装備品整備等助成事業と研修会につきまして記載しております。安全装備品整備等助成事業につきましては、消防基金の助成事業と当組合の財源を活用し、安全帽や防火衣など、消防団員が身につける安全用品等の整備を進めるものでございます。

財源の都合上、一会計年度において、すべての団体に助成することが困難な事から、助成する団体を指定して実施しております。

令和5年度に助成した団体と助成品は、次のページに記載のとおりでございます。後ほどご確認いただければと存じます。

また、研修会につきましては、市町村の実務担当職員を対象に、消防基金の業務に係る制度、運用等についての理解と知識の向上を図り、消防団員等のための業務の一層の円滑、適正化を資することを目的とした実務研修会を令和5年12月に開催し、約50名の方々にご参加いただきました。

12 ページをお開き願います。過去5年間における退職報償金及び損害補償費の支給状況でございます。後ほどご確認いただければと存じます。

13 ページをお開き願います。議会議員公務災害補償業務でございます。

この業務は、2市、23町村、1広域連合の議会議員についての公務災害補償業務でございます。一般財団法人市町村議会議員公務災害補償等組合連合会と連動して実施している事業でございます。議会議員の公務災害事案は、平成13年度以降発生しておりません。

14 ページをお開き願います。構成団体ごとの標準補償基礎額と負担金の状況でございます。こちらも、後ほどご確認いただければと存じます。

15 ページをお開き願います。交通災害共済業務でございます。この事業は、2市、23町村の住民の方々を対象とした共済事業でございます。令和5年度の加入者数は、1万2,321人で行っていただきました。

掛金は、1人年間500円でございます。また、各構成団体におきまして加入事務の取りまとめ等を行っていただいておりますことから、加入者1人当たり70円の支部手数料をお支払いしております。

令和5年度は、共済掛金が616万500円、災害見舞金支払額は197万4,800円、支部手数料が86万2,470円で行っていただきました。

16 ページをお開き願います。市町村別の加入状況及び災害見舞金支払状況の一覧表でございます。後ほどご確認いただければと存じます。

17 ページをお開き願います。等級別支払金額の一覧表でございます。こちらも後ほどご確認いただければと存じます。

18 ページをお開き願います。被災者の年代別、被災時の交通用具別の一覧でございます。38件の被災のうち、60歳以上の方の被災が26件ございまして、全体の68%を占めております。

19 ページをお開き願います。平成18年度以降の加入者数等の推移でございます。

令和5年度は、前年度と比べまして、1,126人減となっており、加入率は、令和4年度からは8%を切る状態でございます。

また、見舞金の支払件数は、前年度の50件から12件減の38件、見舞金の支払額は、前年度と比べまして249万2,200円減の197万4,800円で行っていただきました。

20 ページをお開き願います。高知県自治会館管理運営業務でございます。令和5年度における、貸事務室や会議室の財産貸付収入が、1,814万6,450円、光熱水費の負担

金や共益分担金の雑入が、940万9,347円、財政調整基金、施設整備基金からの繰入金  
は、ございませんでした。

以上、管理運営にかかる歳入の合計は、2,755万5,797円でございます。

会議室は、町村長や町村議会議長による知事や、県選出国會議員との意見交換会をは  
じめ、当組合の議会、町村会、議長会の役員会など、各団体の活動に関する意見集約や  
合意形成の場として使用するとともに、県内市町村の振興を図ることを目的とした県や  
市町村等が主催する28件の会議に使用されました。

対しまして、光熱水費や保守業務の委託料などの会館管理費は、1,368万5,721円  
でございます。

令和5年度におきましては、昨年度実施した空調機器の隔年点検や施設の新たな整備  
等がなかったことなどから、歳入歳出差引額は、前年度と比べまして245万円余り増の  
1,387万76円でございます。

続きまして、21ページをお開き願います。施設整備基金の状況でございます。

自治会館の修繕見込みにつきましては、当会館の施工会社である竹中工務店から建築  
当時に入手いたしました建物と設備の今後50年間に必要な修繕見込み額を基に作成し  
ております。

修繕費がピークとなる30年目に必要な金額、累計5億2,800万円余りを捻出するた  
め、平成29年度からの30年間、(2)の積立財源の見込みのとおり、毎年1,450万円を  
積み立てる計画を立てております。単純計算いたしますと、30年目での基金の積立額  
は、5億1,800万円余りとなり、必要額に対して900万円余りの不足が見込まれますが  
減額要因も想定されることから対応可能と推測しております。

なお、令和5年度末における、施設整備基金の残高は1億8,522万9,867円ござい  
ます。

22ページをお開き願います。22から25ページは、執行事務の概要でございます。内  
容につきましては、後ほど、ご確認していただければと存じます。

主要な施策の成果を説明する書類についての説明は、以上でございます。

続きまして、令和5年度決算の内容につきまして、A4資料No.4事業別内訳の資料に  
よりまして、事業別にご説明申し上げます。

まず、1ページ目は一般会計の全体収支でございます。

歳入の合計は、予算現額35億4,694万1,000円に対しまして、収入済額は、32億  
8,050万8,867円でございます。

予算現額との差額は2億6,643万2,133円でございます。

歳出の合計は、予算現額35億4,694万1,000円に対しまして、支出済額は、21億  
7,714万5,726円でございます。

予算現額との差額は13億6,979万5,274円でございます。

左下に記載のとおり、歳入合計から歳出合計を差し引いた形式収支は、11 億 336 万 3,141 円でございます。

この額から、基金条例の規定により財政調整基金に積立てを行う 168 万 3,187 円を差し引きました 11 億 167 万 9,954 円が令和 6 年度への繰越額となります。

実質単年度収支は、形式収支の金額に基金積立金を加え、繰越金と基金繰入金を差し引いた額でございます。

2 ページをお開き願います。共通経費でございます。

共通経費は、議会費、総務管理費など当組合の全事業に共通する経費を取りまとめたものでございます。

まず、歳入の 1 職員費負担金は市町村振興協会などからの人件費負担金でございます。

当組合と事務局を同じくする高知縣市町村振興協会、高知県町村会、高知県町村議会議長会等の業務は、派遣協定に基づき当組合から市町村振興協会及び町村会に派遣している 7 人の職員で行っており、給与につきましても、市町村振興協会及び町村会から支給しております。

また、常勤の副管理者、次長、財務課長は、総合事務組合と町村会等の業務を兼務しておりますが、給与は、総合事務組合から支給しております。

2,026 万 5,102 円は、振興協会、町村会、議長会などからの、常勤の副管理者、次長、財務課長の人件費に対する負担金と、派遣職員に係る退職手当や共済費の負担金などでございます。

2 特別会計繰入金は、交通災害共済特別会計からの事務費等に関する負担金でございます。4 雑入は、消防基金からの助成金と会計年度年用職員の雇用保険料でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。

支出済額は、1 議会費、2 総務管理費及び 4 監査委員費の合計で、5,952 万 912 円でございます。

内容につきましては、それぞれ備考欄に記載しておりますとおり議会費は、議員への組合議会出席旅費及び高速道路通行料金、総務管理費は、正副管理者への報酬、事務局職員の人件費及び各種事務経費でございます。このうち、負担金補助及び交付金の 269 万 3,000 円余りにつきまして、若干、ご説明させていただきます。

内訳は、備考欄に記載しておりますとおり、町村会共通経費負担金、高知縣市町村職員互助会負担金、全国退職手当組合協議会負担金でございます。町村会共益分担金は、当組合や町村会、議長会等が共通で使用する消耗品や備品、通信運搬費、パソコンのリース料等の共通経費につきまして、町村会が一括して支出しておりますので、その利用割合に応じて、各組織が負担しているものでございます。

監査委員費は、監査委員による監査等に係る旅費でございます。

これらの経費は組合全体の共通経費でございますので、歳出合計から歳入合計を差し



引きました3,675万3,394円を、従前から、下のアスタリスク記号のついた各事業負担額内訳再掲の表のとおり、当組合の各事業で負担しております。

なお、この共通経費の概要につきましては、共通経費の構成図といたしまして、本資料の最終ページであります9ページに付しておりますので、後ほど参考にさせていただければと思います。

続きまして、3ページをお開き願います。退職手当業務でございます。

歳入の主なもの、構成団体職員の給料月額をもとに算出する一般負担金と、役職に応じ支給する退職手当の調整額や、勸奨退職の場合における自己都合退職の場合との差額を負担していただく特別負担金の、24億2,430万円余りでございます。

そのほか、基金運用収入や繰越金を合わせまして、収入済額は、28億3,113万4,403円でございます。

次に歳出でございます。歳出につきましては、退職手当として支給いたしました16億7,836万円余りのほか、退職手当システム無停電電源装置のバッテリー交換費用の2万2,770円、退職手当システム保守業務委託料の57万2,880円、退職手当システム機器リース料の52万2,060円、基金積立金の2,333万4,642円の計17億281万2,584円でございます。

歳入歳出差引額の11億2,832万1,819円から共通経費と自治会館の光熱水費負担金及び会館維持管理費を差し引いた10億9,999万6,770円が、退職手当業務における翌年度への繰越額でございます。

なお、歳出の退職手当等につきましては、定年延長の導入により、予算積算時には退職予定者を見積もることが困難であったことから、予算額を令和4年度予算と同額としておりました。

結果として、旧の定年年齢以上の年齢で退職された職員を含む定年退職者が想定人数を大幅に下回ったことから、予算現額との差額が13億2,160万円余りとなっております。また、委託料につきましては、定年延長に伴う退職手当システムの本県独自の個別改修を令和5年度に予定しておりましたが、当組合の示した仕様内容とシステム管理業者の改修内容とで調整に大幅な時間を要し、年度末ギリギリまで調整に努力しましたが、結果的に年度内の事業実施が困難となり、予算現額との差額が、697万円余りとなっております。この改修作業につきましては、令和6年度に実施したいと考えております。

4ページをお開き願います。消防団員等公務災害補償等業務でございます。

この事業は、市町村の消防団員等公務災害補償及び消防団員退職報償金の共済制度を実施する機関である消防団員等公務災害補償等共済基金いわゆる消防基金と連動して実施しております。歳入項目2の消防共済基金支出金は消防基金からの災害補償費等の受け入れでございます。それぞれの備考欄にございますとおり、対応する歳出の特定財源でございます。

また、歳入項目1の市町村負担金は、歳出項目6の消防共済基金掛金や共通経費、光熱水費負担金、会館維持管理費に充当しております。歳出項目5の安全装備品助成事業費には、歳入項目2の消防基金からの事業助成金の232万円を充当しております。

歳入合計は、3億9,733万3,356円、歳出合計は、3億8,564万6,116円、歳入歳出差引額は、1,168万7,240円でございます。この歳入歳出差引額から、左下の表にありますように、共通経費、自治会館の光熱水費負担金、会館維持管理費を差し引いた141万2,863円が、消防団員等公務災害補償等業務における剰余金でございます。この剰余金につきましては、基金条例の規定により、2分の1を超える額を消防団員等公務災害補償等業務の財政調整基金に積み立てることとなっております。

このことから、剰余金の2分の1を超える70万6,432円を、財政調整基金に積み立てることとし、残りの70万6,431円が、消防団員等公務災害補償等業務における翌年度への繰越額でございます。

5ページをお開き願います。議会議員公務災害業務でございます。

歳入合計は、構成団体から申出のあった補償基礎額をもとに算定した市町村等負担金の169万6,600円と、基金運用収入の1,269円との合計の169万7,869円でございます。

令和5年度中に公務災害の該当事案がございませんでしたので、歳出合計は、町村議会議員公務災害補償等組合連合会への共済基金掛金の95万9,200円と、基金積立金の1,269円との合計の96万469円でございます。歳入歳出差引額の73万7,400円は、全額を共通経費に充当いたしております。

6ページをお開き願います。自治会館管理業務でございます。

令和5年度、自治会館は、2階の研修室と4階北側の事務室をこうち人づくり広域連合に、4階南側の事務室を高知県歴史文化財課に貸し出し、3階、5階、6階を当組合と、町村会、議長会、振興協会等で共同使用しております。

まず、歳入でございますが、2財産貸付収入は、こうち人づくり広域連合、高知県歴史文化財課及び3階第1会議室の貸室料でございます。

3基金繰入金」は、歳入不足分を補うために財政調整基金等を取り崩す予定でございましたが、令和5年度は取り崩しがございませんでした。

5雑入は、入居団体からの光熱水費の負担金や、町村会、議長会、振興協会からの共益分担金でございます。

以上、歳入合計は、2,757万5,721円でございます。

歳出の「1会館管理費」は、光熱水費、修繕費、消耗品費等、また建物災害共済の掛金、清掃業務やエレベーター保守などの委託料でございます。

以上、歳出合計は、2,820万5,645円でございます。

歳入歳出差引額は、左下のとおり、マイナス62万9,924円でございます。この額から、共通経費の38万3,879円を差し引き、各業務からの負担額296万7,311円を加えます

と剰余金額は、195 万 3,508 円となります。この剰余金につきましても、基金条例の規定により、2 分の 1 を超える額を自治会館管理業務の財政調整基金に積み立てることとなっております。

このことから、剰余金の 2 分の 1 を超える 97 万 6,755 円を、財政調整基金に積み立てることとし、残りの 97 万 6,753 円を翌年度への繰り越すことといたします。各業務負担額の内訳につきましては、下の表に記載のとおりでございます。

なお、需用費におきまして、電気代が予算積算値より 280 万円余り少額であったこと、委託料におきまして、空調機器の点検に伴う部品の交換費用が発生しなかったことから、697 万円が不要だったことなどから、会館管理費といたしまして、1,070 万円余りの不用額が発生いたしております。

7 ページをお開き願います。特別会計の交通災害共済業務でございます。

歳入でございますが、共済掛金は加入者 1 万 2,321 人分の掛金でございます。掛金は、1 人 500 円です。

繰入金金は、特別会計の歳入不足額について、交通災害共済基金を取り崩して対応するものですが、令和 5 年度は取り崩しの必要がございませんでした。

歳出に移りまして、事業費のうち報償費は、各市町村支部に、加入者 1 人当たり 70 円の手数料をお支払いしたものでございます。

需用費は、加入者募集用のリーフレットの印刷代でございます。補償・補填及び賠償金は、事故に遭われた加入者に対する 38 件の災害見舞金でございます。一般会計繰出金の 246 万 4,200 円は、共通経費や自治会館の光熱水費に対する交通災害共済事業の負担分として、共済掛金の 40%を一般会計に繰り出したものでございます。

以上、歳入歳出とも、決算額の合計は、881 万 5,046 円でございます。

歳入歳出差引額は、左下のとおり、13 万 6,660 円でございます。

全額を翌年度への繰り越しいたします。

8 ページをお開き願います。令和 5 年度中の増減及び基金の運用状況でございます。

令和 5 年度末基金残高は、合計で 95 億 6,604 万 3,340 円でございます。

退職手当基金のうち 61 億円を有価証券にて、残りの基金のうち 33 億円を定期預金にて運用しております。

9 ページをお開き願います。先の共通経費の項目でご説明申し上げました共通経費の各事業及び町村会等の負担状況の構成図でございます。

以上で、令和 5 年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算についての説明を終わります。どうぞご審議のほど、よろしく願います。

○議長（筒井公二君）

続きまして、監査委員に決算審査の報告を求めます。

濱田監査委員さん、お願いをいたします。

○監査委員（濱田豪太君）

はい。それでは、決算審査の結果につきまして、報告させていただきます。

去る、令和6年7月30日午後1時30分から、高知県自治会館、当会館におきまして、私と安田町の黒岩町長と令和5年度高知縣市町村総合事務組合一般会計歳入歳出決算及び交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の決算審査を実施いたしました。

審査に付された一般会計・特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果その計数は正確であり、予算の執行は所期の目的に従って執行されているものと認められましたので、ここに報告をいたします。

以上でございます。

○議長（筒井公二君）

濱田監査委員、ありがとうございました。

以上で、認定第1号及び第2号の説明並びに決算審査の報告が終わりましたが、本2議案に対する質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（筒井公二君）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。本2議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（筒井公二君）

異議なしと認めます。

従いましてそのように決定をいたしました。

これより、採決に入ります。

認定第1号「令和5年度高知縣市町村総合事務組合一般会計歳入歳出決算」を採決いたします。本議案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(筒井公二君)

挙手全員であります。よって本議案は原案のとおり認定をされました。

続きまして、認定第 2 号「令和 5 年度高知縣市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算」を採決いたします。

本議案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(筒井公二君)

挙手全員であります。よって本議案は、原案のとおり認定されました。

続きまして、認定第 2 号「令和 5 年度高知縣市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算」を採決いたします。

本議案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(筒井公二君)

挙手全員であります。

よって、本議案は原案のとおり認定されました。

続きまして、日程第 10、議案第 1 号「令和 6 年度 高知縣市町村総合事務組合 一般会計補正予算(第 1 号)」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○次長(北川博史君)

はい。議長。

○議長(筒井公二君)

次長。

○次長(北川博史君)

議案書 15 ページ 議案第 1 号「令和 6 年度高知縣市町村総合事務組合一般会計補正予算」につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の資料 No. 5 令和 6 年度の一般会計補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和 6 年度高知縣市町村総合事務組合一般会計補正予算(第 1 号)第 1 条歳出予算のうち、3 款事業費第 1 項退職手当費第 1 目退職手当給付費の第 3 節 職員手当等から 660

万円を減額し、同目の第12節 委託料に660万円を増額する。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

次に、予算補正の内容につきまして、事項別明細書によりご説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。定年延長に伴う退職手当システムの本県独自の個別改修を令和5年度に予定しておりましたが、当組合の示した仕様内容とシステム管理業者の改修内容とで調整に大幅な時間を要し、年度末ギリギリまで調整に努力しましたが、結果的に年度内の事業実施が困難となりました。

この時点では、令和6年度の当初予算編成も終了しておりましたことから、この度、システムの改修費を追加する予算補正を行うため、第1目退職手当給付費の第3節 職員手当等から660万円を減額し、同目の第12節 委託料に660万円を増額するものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（筒井公二君）

以上で、執行部の説明が終わりましたが、本議案に対する質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（筒井公二君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（筒井公二君）

異議なしと認めます。

従いましてそのように決定しました。

これより、採決に入ります。

議案第1号「令和6年度高知県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。本議案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（筒井公二君）

挙手全員であります。

よって本議案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第 11、議案第 2 号「指定金融機関の指定」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○次長（北川博史君）

はい。議長。

○議長（筒井公二君）

次長。

○次長（北川博史君）

はい。議案書 16 ページ 議案第 2 号「指定金融機関の指定」につきまして、ご説明申し上げます。

本年 10 月 1 日から銀行間の公金取扱い手数料が有料化されることに伴い、当組合が利用している株式会社四国銀行におきましても、同様に振込手数料が有料化されることとなりました。

これまで、四国銀行における当組合からの振込については、当組合が特別地方公共団体であることから、公金として取り扱っていただいておりますが、指定金融機関の契約等は行っておりませんでした。

このことから、四国銀行における当組合にかかる入出金の取扱いを公金として明確化するために、指定金融機関の指定を行う必要があることから、地方自治法第 235 条第 2 項に定める金融機関に指定することについて、同法施行令第 168 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（筒井公二君）

以上で、執行部の説明が終わりましたが、本議案に対する質疑はございませんか。

○議長（筒井公二君）

1 番、板原議員。

○議会議員 1 番（板原啓文君）

指定金融機関の指定は初めてのことですけれども、これのメリット・デメリット、そ

ういったことを教えていただけますでしょうか。

○次長（北川博史君）

はい。議長。

○議長（筒井公二君）

次長。

○次長（北川博史君）

四国銀行を指定金融機関に指定しないと、公金として扱ってもらえない、ということになりまして、一般の振込と同額の手数料を支払うこととなります。これを、指定金融機関に指定することで、公金としての振込手数料で処理をしてもらえるようになります。以上でございます。

○議長（筒井公二君）

1 番、板原議員。

○議会議員 1 番（板原啓文君）

ありがとうございます。ちなみにどれくらい違うのですか。

○次長（北川博史君）

はい。議長。

○議長（筒井公二君）

次長。

○次長（北川博史君）

公金になれば、振込先金融機関・振込金額に関わらず送金が 100 円となります。公金でなければ、振込先金融機関・振込金額により 300 円から 500 円の手数料がかかります。

○議長（筒井公二君）

ほかに質疑はありませんか。

1 番、板原議員。

○議会議員 1 番（板原啓文君）



すいません、基本的なことなんですけれども、四国銀行でなければならない理由は何ですか。他にも金融機関がありますけれども。

○次長（北川博史君）

はい。議長。

○議長（筒井公二君）

次長。

○次長（北川博史君）

設立以来、四国銀行さんを利用させていただいておりますから、特に金融機関を変更するということには至りませんでした。

○議長（筒井公二君）

ほかに質疑はありませんか。

1 番、板原議員。

○議会議員 1 番（板原啓文君）

すみません、説得力がないんですが。

他にも金融機関があつて、各地方公共団体それぞれ指定金融機関もまちまちで、四国銀行さんが多いと思うんですけれども、一定そういった手数料なんかの違いとか、いろんなことも見ながらここを選んだという形であれば納得しやすかったんですけれども、今まで通りであるからというのであれば、ちょっと弱いかと思います。今後はその辺も考慮してもらいたいです。以上です。

○議長（筒井公二君）

ほかに答弁ありますか。

○次長（北川博史君）

はい。議長。

○議長（筒井公二君）

次長。

○次長（北川博史君）

ご指摘の件につきましては、また事務局の方で検討させていただきたいと思っております。  
以上です。

○議長（筒井公二君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（筒井公二君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、  
ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（筒井公二君）

異議なしと認めます。

従いましてそのように決定しました。

これより、採決に入ります。

議案第2号「指定金融機関の指定」を採決いたします。

本議案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（筒井公二君）

挙手全員であります。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

以上で提案された議案については、全て議了いたしました。

議事運営にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして第53回高知縣市町村総合事務組合議会定例会を閉会といたします。  
ご協力ありがとうございました。

午前11時45分 閉会

上記のとおり第 53 回高知縣市町村総合事務組合議会定例会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、議長及び署名議員が署名する。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名者

議長 筒井 公二

議員 古味 実

議員 岩垣 賢男